

ディープテック・スタートアップ支援事業
及び
GX分野のディープテック・スタートアップに対する
実用化研究開発・量産化実証支援事業
公募説明会

NEDO スタートアップ支援部
2026年7月版

2026年7月27日 15:00～16:00
開始時間まで少々お待ち下さい

- ※本日の説明会資料はNEDOホームページにも掲載しています。
- ※質問はチャットで受け付けます。チャットでご質問いただく際は
ログイン名が参加者全員に共有されますので、ご注意ください。
- また、【DTSU】、【GX】など、事業名がわかるようご記載ください。
- ※本説明会は録画させていただきます。予めご了承ください。

ディープテック・スタートアップ支援事業
及び
GX分野のディープテック・スタートアップに対する
実用化研究開発・量産化実証支援事業
公募説明会

NEDO スタートアップ支援部
2026年7月版

NEDOのスタートアップ支援のこれまでの歩み

スタートアップ育成5か年計画

目標：将来においては、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出することにより、我が国がアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地になることを目指す。

スタートアップ育成5か年計画の三本柱

01

スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築

02

スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

03

オープンイノベーションの推進

<第二の柱>

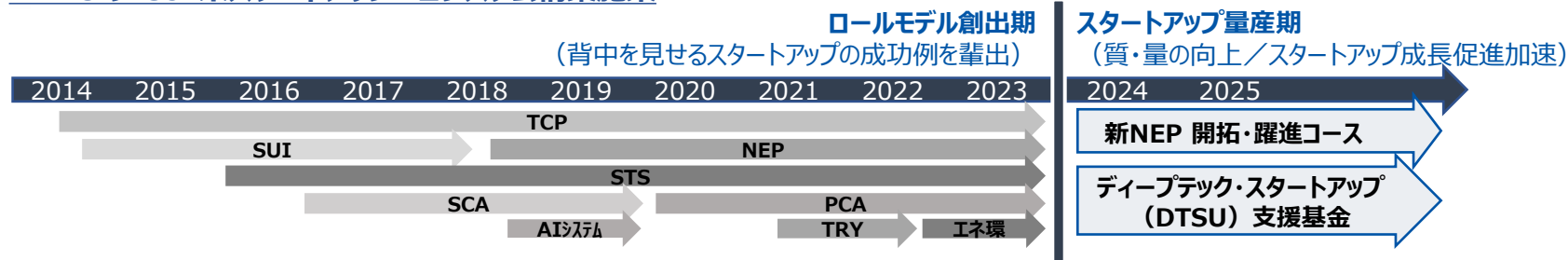
「ベンチャーキャピタルの投資を受けた企業をそうでない企業と比較すると、投資を受けた企業の方が雇用の拡大やイノベーションに積極的である。すなわち、ベンチャーキャピタルはスタートアップを有意に評価する能力があり、育てる能力があることが確認される。」



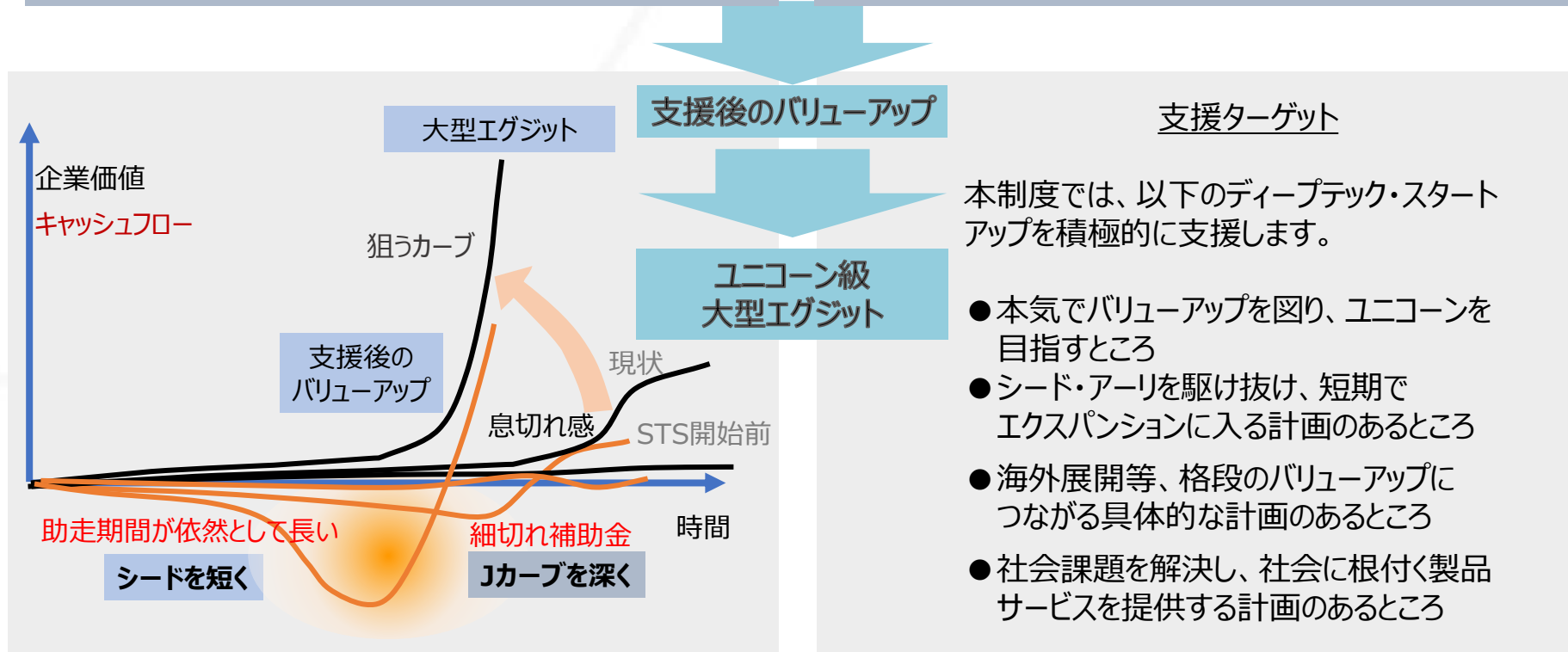
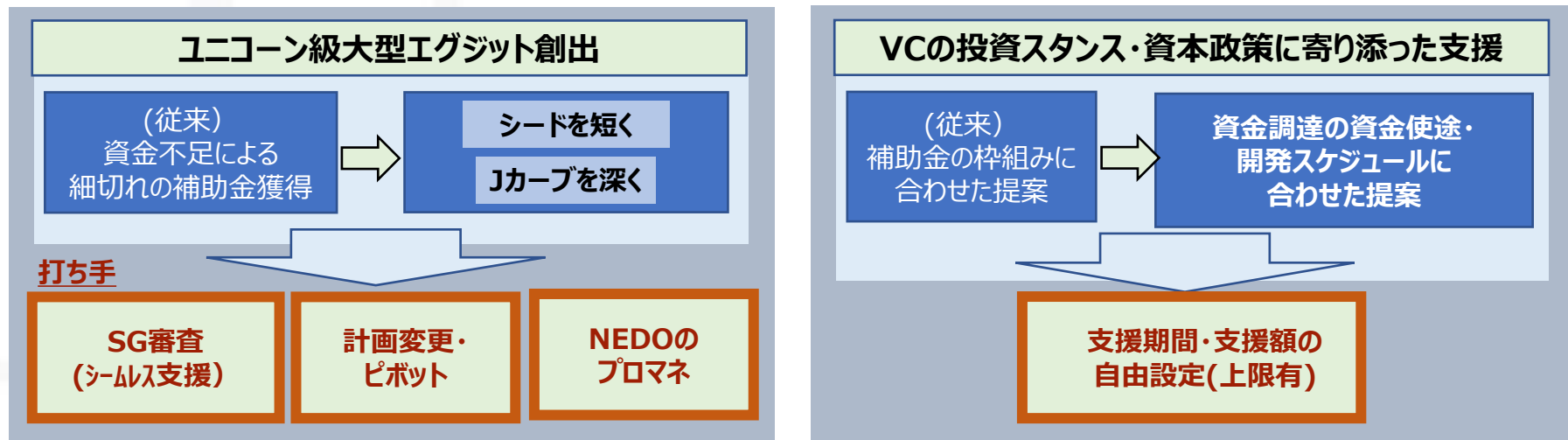
NEDOによる研究開発型スタートアップへの支援策の強化

- ・NEDOに基金を造成し、長期的視野をもって、事業化に向けた幅広い研究開発の支援をすることによって、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装を加速させる。
- ・研究開発型スタートアップの技術シーズと事業化の間のギャップを埋めるため、ベンチャーキャピタルによる実用化開発費に相当する額の1/3の出資を条件に、残りの2/3（フェーズによっては1/2）をNEDOより補助を行っている。

NEDOのTech系スタートアップエコシステム構築施策



ディープテック・スタートアップ支援の狙いと打ち手



スタートアップに対する支援施策一覧

スタートアップ5カ年計画により、スタートアップに対し幅広い施策を措置（令和4年度補正、令和5年度当初。）

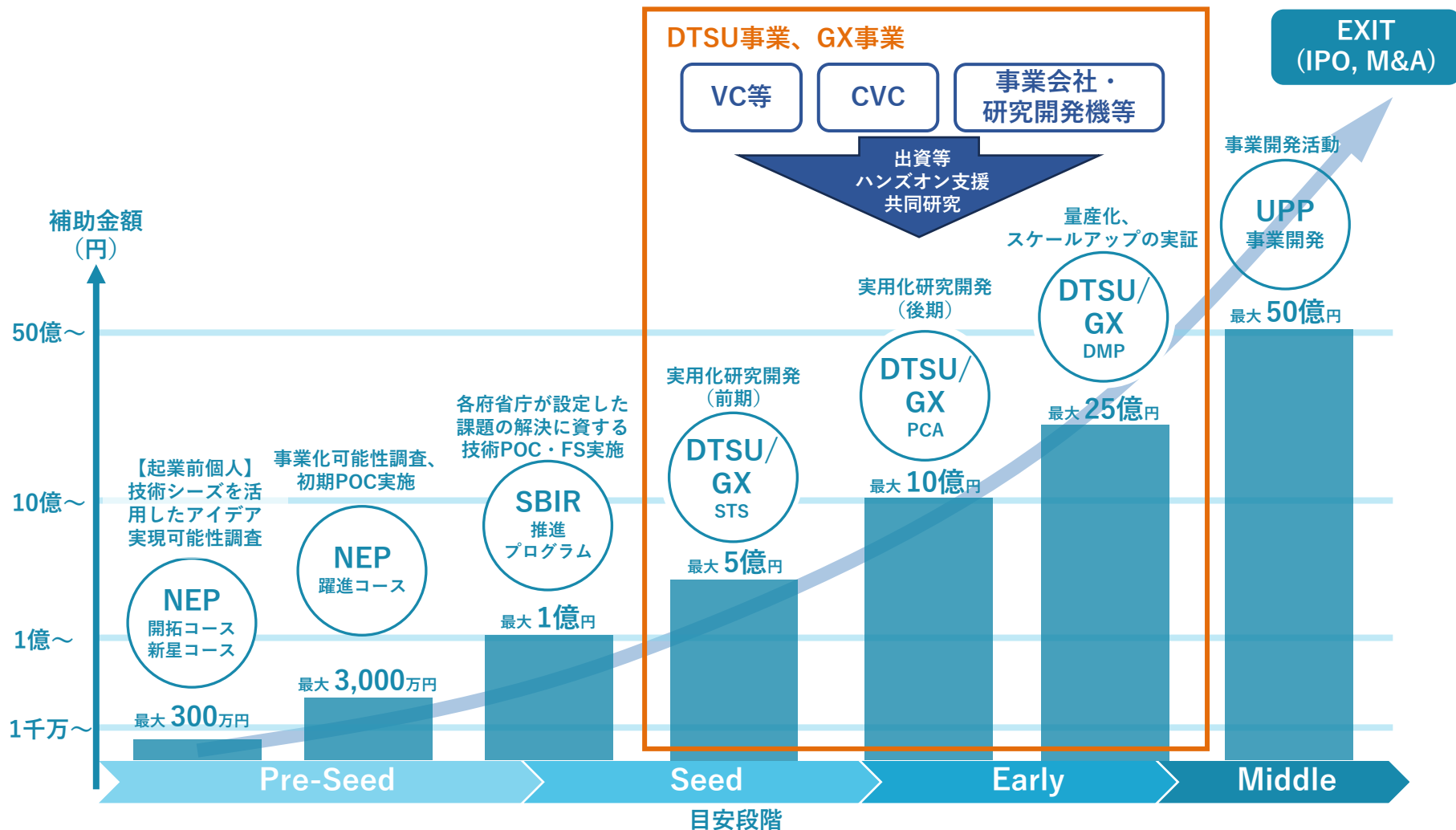
「スタートアップ育成5カ年計画」等における主な支援施策

【スタートアップ関連予算 約1兆円（事業規模 約1.5兆円）】



(注) 予算は令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算案、税は税制改正大綱の内容を記載。

NEDOのスタートアップ等支援の全体像



このほかに大企業等・海外企業との連携も支援

大企業調達PoP 最大1.5億円

スタートアップと事業会社との連携・調達の促進

国際共同研究開発 最大1億円

スタートアップ・中小企業と海外企業等との共同研究を支援

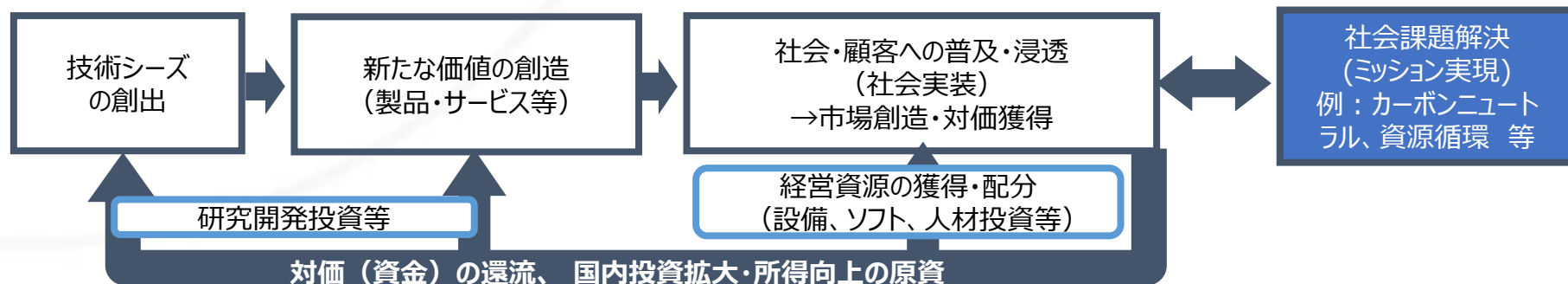
ディープテック・スタートアップ支援事業
及び
GX分野のディープテック・スタートアップに対する
実用化研究開発・量産化実証支援事業

全体概要

“ディープテック”とは

- “ディープテック”とは、**特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術**であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき**経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術**。
- 他方、①研究開発の成果の獲得やその事業化・社会実装までに長期間を要することにより不確実性が高い、②多額の資金を要する、③事業化・社会実装に際しては既存のビジネスモデルを適応できない、といった特徴を有する。
- これらの特徴により、ディープテック領域は自然体ではイノベーションの循環が起きにくい、その循環が実現できれば社会的課題の解決に資することから、国として支援する必要性が高い。

ディープテック領域におけるイノベーション循環の理想像と課題



- 研究開発に長期間を要する
- 事業化・社会実装までに長期間を要する
- 一連のプロセスに多額の資金を要する

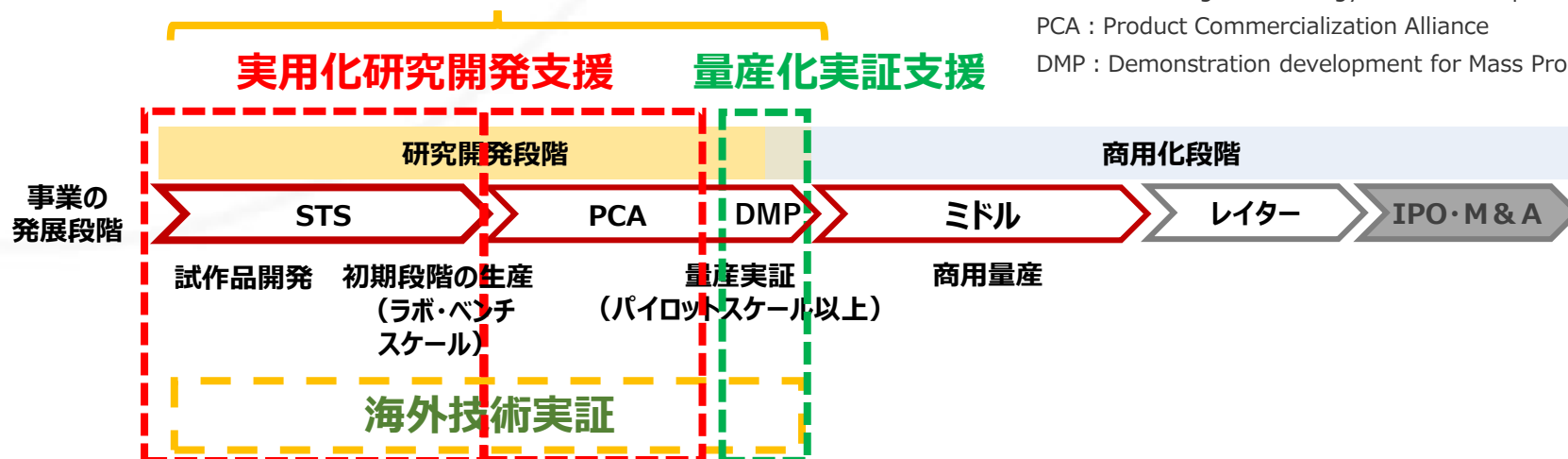
- 既存のビジネスモデルが適応できない
- 需要サイドの変容が必要（規制の変更、社会認識の変化、行動・意識の変容 等）

- 社会的課題の解決に至らない
- 対価（資金）がディープテックの創出フェーズに還流しない

DTSU事業、GX事業の支援概要（全体像）

- 「**実用化研究開発支援**」： 試作品の開発や他社等との共同研究開発を実施するとともに、研究開発の成果を活用したF/S調査の実施、生産技術開発等を支援。 → **STSフェーズ、PCAフェーズ**
- 「**量産化実証支援**」： 量産化実証に向けた生産設備・検査設備等の設計・製作・購入・導入・運用費用やこれらの設備等を設置する建屋の設計・工事費用を支援。 → **DMPフェーズ**
- 「**海外技術実証**」： 海外の市場・規制等に適合するための研究開発や調査費用、現地での技術サービス拠点の設置費用、現地での製品・サービス実証に要する費用等の一連の海外展開事業を支援
- SG（ステージゲート）審査を経ることで、上記を連続して支援（**一気通貫支援**）することも可能。
- 事業性担保のためVC等との連携を重視。

一気通貫支援



参考：各フェーズの略称と正式名称

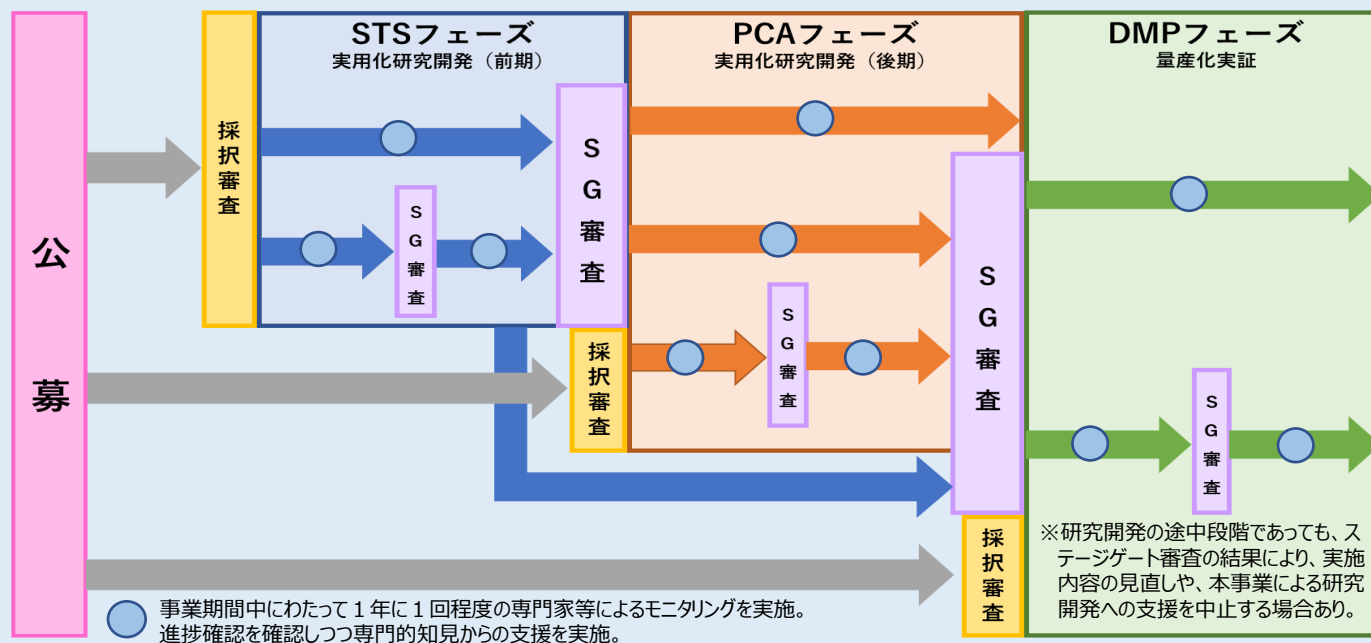
STS：Seed-stage Technology-based Startups

PCA：Product Commercialization Alliance

DMP：Demonstration development for Mass Production

事業の流れと事業期間、NEDO負担率、補助金額上限

- いずれのフェーズからも申請可能。ただし、1提案者につき最も自社に適合するフェーズ1つにのみ応募可能。
- 1事業期間は次の資金調達までの期間（1.5-2年程度が目安）。SGを経ることで、各フェーズ毎に最長4年目安。ただし、GX事業については、2028年度以降を含む補助事業期間での提案・採択も可能であるが、交付決定を行う期間は2027年度末までとし、政府予算が措置され次第、2028年度以降の交付決定を行う予定。
- SGを経ることで次のフェーズも連続的に支援可能。トータルで最大6年、最大30億円（補助金額上限）。



	事業期間	NEDO負担率	補助金額上限	
STSフェーズ	・次の資金調達までの期間を目安に設定※1 ・1フェーズあたり最長4年 ・複数フェーズでもトータルで最長6年	補助対象費用の2/3以内	3億円もしくは5億円※2	トータルで 最大30億円
PCAフェーズ		補助対象費用の2/3以内	5億円もしくは10億円※2	
DMPフェーズ		補助対象費用の2/3以内もしくは1/2以内※3	25億円	

※1：事業期間は、本支援事業への応募に際してVC等、CVC、事業会社等から出資等を得てから、次にVC等、CVC、事業会社から出資等を得る（新たな資金調達）予定の時期までの期間を基準として設定。1.5-2年程度を目安とする。

※2：事業化連携に係る連携先の関心表明書や海外技術実証に係る計画書を提出することができる場合、増額可能。

※3：DTSU事業では、補助対象費用の1/6以上の金額の出資を、NEDOが定める所定の期間内に得ることを出資報告書／出資意向確認書の提出により示す場合、NEDO負担率は2/3以内とする。GX事業では一律で2/3以内とする。

●本事業の支援対象の主な要件は以下のとおり。

i. 日本に登録されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた技術シーズを元に社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発を行っており、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。また、未上場の事業者であること。（①STSフェーズ（実用化研究開発（前期））のみ法人設立準備中の者を対象とする例外あり）【DTSU、GXとも】

（中略）

vii. 中小企業基本法等に定められている資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であってかつ、みなし大企業（※6）に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。【DTSU、GXとも】

※6 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

（中略）

viii. 大企業の持分法適用会社ではないこと。【DTSU、GXとも】

ix. 事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、「応募に係る要件確認に対する説明書」及び「添付書類（会社定款、取締役名簿、株主名簿等）」を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。【DTSU、GXとも】

※ここでいう「経営の一体性」とは、提案者が行う意思決定が当該法人が行う意思決定と同様のものとみなすことができる株主構成となっており、かつ、提案者と当該法人の役員構成が一定程度同一とみられることを指す。

（中略）

↓次ページに続く

↓前ページから続く
(中略)

x.本支援事業への応募時点で、原則として、設立から一定年数以内（STSフェーズ・PCAフェーズの場合10年、DMPフェーズの場合15年）の企業であること。【DTSU、GXとも】

ただし、各事業において、以下に該当する場合はその限りでない。

- 【DTSUのうちSTS、PCA】 初めてVC等からの資金調達を行ってから5年以内であることもしくは、応募に際し必要となる出資または融資のうち、1/2以上がVC等からの出資であること。
- 【DTSUのうちDMP、GX】 初めてVC等からの資金調達を行ってからSTSフェーズ・PCAフェーズは5年以内、DMPフェーズは10年以内であることもしくは、DTSU事業における所定の期間内に、補助対象費用の1/6以上の金額の出資をVC等から受けている、あるいは受ける予定であること。

xi.提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が、5%以上の企業であることが確認できること。【DTSU、GXとも】

(中略)

xvii.補助事業の実施を通じ、「GXリーグ参画企業に求める取組」と同様のGXに係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を追加資料11の「GXに係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GXに係る取組申告書」には、補助事業の実施を通じて実施する予定のCO₂排出削減のための取組を記載すること（補助事業で実施した研究開発及びその成果の事業化を通じたCO₂の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、補助事業期間中の研究開発やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。）。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となること（（3）補助対象事業④※11参照）や、当該記載内容が採択審査の対象となることに留意されたい。【GXのみ】

※ただし、J-Startup、J-Startup地方版に認定されている企業であり、財務状況等により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、viii.に掲げるみなし大企業や、ix.に掲げる大企業の持分法適用会社、x.に掲げる出資の態様に該当する場合であっても、本支援事業に応募することを可能とする。

事業概要（対象分野）

参考：公募要領 3. 応募要件 (3) 補助対象事業

●対象分野

いずれのフェーズにおいても、DTSU事業は次の①～③、GX事業は次の①～④の要件のすべてを満たす事業を、補助の対象といたします。

①第1回日本成長戦略会議（2025年11月10日）において提示された17の戦略分野に該当し、経済産業省所管の鉱工業技術（ただし、原子力技術に係るものは除く。）に関わる技術開発の提案であること。

②具体的技術シーズがあつて、**技術開発要素があること**が想定されること。なお、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。

③競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。なお、実証段階にあつても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。また、**医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外**とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は補助対象とします。

④脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出するものを対象とし、そのうち、**太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業**であること（※9）。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「**国による投資促進策の基本原則**」に則したものであること（※10）。

※9 事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業については、エネルギー起源のCO₂排出削減に繋がる技術の開発が対象となります。大気中のCO₂を直接に回収する技術に係る研究開発事業については、回収したCO₂の分離や利用等に係る研究開発を含む等、総体として、非化石エネルギーの開発・利用の促進、エネルギー利用の高度化、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資すると考えられる場合には、対象となり得ます。

※10 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

STSフェーズ（実用化研究開発（前期）） STS：Seed-stage Technology-based Startups

【支援対象】

- 事業に関する構想に基づいた基礎となる技術シーズを有し、研究開発やプロトタイプ[※]の作製を開始しており、かつ、想定市場におけるマーケティングを開始しているが、未だ具体的な製品やサービスが完全には実現出来ておらず、その研究や開発を通じて課題解決の仮説検証を行っている段階の企業。
- 本フェーズ終了時点で、製品やサービスが初期市場における特定の対象者の課題を解決する事を目安。

【支援内容】

- 要素技術の研究開発や試作品の開発等に加え、事業に向けた技術開発の方向性を決めるための事業化可能性調査の実施等を支援します。

事業期間	NEDO負担率	補助金額上限
- 次の資金調達までの期間を目安に設定 1フェーズあたり最長4年	補助対象費用の2/3以内	3億円もしくは5億円【※】 ※事業化連携に係る連携先の関心表明書や海外技術実証に係る計画書を提出することができる場合

主な要件

DTSU

- ◆ 所定の期間内にVC等、CVC、事業会社から補助対象費用の1/3以上の金額の出資を受けている、又は今後出資が予定されていること
 - 必ずVC等またはCVCからの出資が含まれており、かつ、最大の金額や株式持分比率での出資者はVC等またはCVC
 - 株式投資型クラウドファンディング、エンジェルからの出資は対象外
- ◆ パートナーVC候補がいることが必須

GX

- ◆ 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること

【支援対象】

- 製品やサービスの研究・開発が一定程度進展しており、その成果を元に更なる応用開発等を行いながら、適切な初期市場並びにそれに続く主要市場（メインストリーム）の選択とその対象者の課題解決、ビジネスモデル等の構築を通じた収益化を目指している段階の企業。
- 本フェーズ終了時点で、製品やサービスが初期市場並びにその先の主要市場（メインストリーム）における対象者の課題を解決し、継続的な収入確保に必要な要件を満たす事を目安。

【支援内容】

- 試作品の開発や初期の生産技術開発等に加え、主要市場（メインストリーム）獲得に向けた事業化可能性調査の実施等を支援します。

事業期間	NEDO負担率	補助金額上限
- 次の資金調達までの期間を目安に設定 1フェーズあたり最長4年	補助対象費用の2/3以内	5億円もしくは10億円【※】 ※事業化連携に係る連携先の関心表明書や海外技術実証に係る計画書を提出することができる場合

主な要件

DTSU

- ◆ 所定の期間内にVC等、CVC、事業会社または金融機関から補助対象費用の1/3以上の金額の出資もしくは融資を受けている、又は今後出資もしくは融資が予定されていること
 - 融資のみでの提案は認めない
 - 株式投資型クラウドファンディング、エンジェルからの出資は対象外
- ◆ 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVCが株主構成に加わっていること

GX

- ◆ 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること

【支援対象】

- 製品やサービスの研究・開発が相当程度進展しており、その成果を元に更なる応用開発等を行いながら、適切な主要市場（メインストリーム）の選択とその対象者の課題解決、ビジネスモデル等の構築を通じた大きな収益化を目指している段階にあるが、そのために量産体制の構築または事業のスケール化に係る検証・実証を行う必要がある企業。
- 本フェーズ終了時点で、製品やサービスが主要市場（メインストリーム）における対象者の課題を解決し、商用生産の開始や継続的な収入を確保できる事業モデルの構築のために必要な要件を満たし、次の資金調達で実際の量産に入る事を目安。

【支援内容】

- 具体的には、パイロットプラント構築に係る量産技術に係る研究開発や、量産のための生産設備・検査設備等の設計・製作・購入・導入・運用等を通じ、商用化に至るために必要な実証等の実施を支援します。

事業期間	NEDO負担率	補助金額上限
- 次の資金調達までの期間を目安に設定 1フェーズあたり最長4年	補助対象費用の2/3以内もしくは1/2以内【※】 ※DTSU事業では、 補助対象費用の1/6以上の金額の出資を、NEDOが定める所定の期間内に得ることを出資報告書／出資意向確認書の提出により示す場合、NEDO負担率は2/3以内とする。 GX事業では一律で2/3以内とする。	25億円

主な要件

DTSU

- ◆ 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVCが株主構成に加わっていること
- ◆ 事業化に向けて、連携先との間で取り交わした量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等を提出すること

GX

- ◆ 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること
- ◆ 事業化に向けて、連携先との間で取り交わした量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等を提出すること

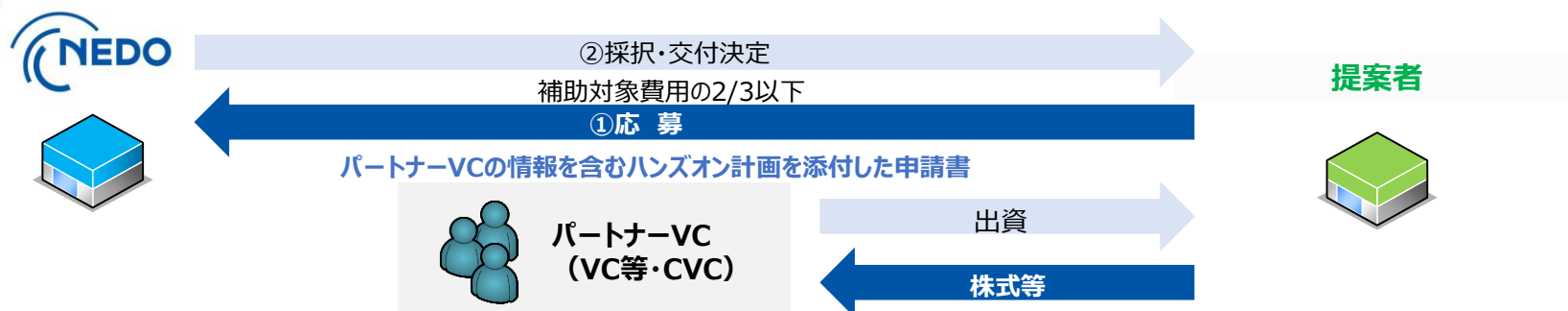
<ポイント①>

パートナーVC
出資要件・出資時期
その他の支援者 等

パートナーVC制度について

参考：公募要領 2. 事業概要 (7) パートナーVC

- 次のVC等やCVCはパートナーVC候補となることができる。
 - ・ 所定の期間内に最大の金額や株式持分比率で出資を行う者
 - ・ 所定の期間内に投資を行う者のうち、過去の投資分を含めてVC等やCVCの中で最大株主持株比率になる者
 - ・ 既に提案者の株主となっている者や所定の期間内に投資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している者（出資額や株式持分比率の多寡を問わない）
- ※ハンズオン計画書等には、VCによるハンズオン計画、技術・事業性の評価、VCの基本情報（LP含む）、支援メンバー等を記載
- ※DTSU事業のDMPフェーズやGX事業においては、応募に際して投資等を要しないが、既に提案者の株主となっている者以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合は、所定の期間内に当該パートナーVC候補からの出資があることが必要
- ※各提案ごとに審査を行うため、複数事業のパートナーVCになることも可能だが、それぞれ個別に審査対象となる。
- NEDOは、申請に基づき、事業計画と合わせ、パートナーVCのハンズオン能力、資金調達への対応力等について審査委員会による審査を行い、事業の採択を行う。
 - ※パートナーVCもプレゼン審査等への出席・プレゼン・質疑対応等が求められる。
- 採択された事業のパートナーVCは、NEDO・HPに掲載され、NEDOのパートナーとして採択されたスタートアップへの支援を実施する。パートナーVCに求められる役割は、以下の通り。
 - 対象補助期間において、実施者に対し事業目的に沿ったハンズオン支援を主体的に行うこと。
 - 望ましくは、次の資金調達ラウンドが成立するための資金調達活動を主導すること。
 - NEDOの求めに応じ、上記活動の状況を報告すること。
 - NEDO及び経済産業省からのアンケート、ヒアリングに協力頂くこと。
- パートナーVC候補を立てて申請する場合、ハンズオン計画書及びVC等、CVC情報項目ファイルの提出必須。



パートナーVCの要件、各フェーズでの位置づけ

参考：公募要領 2. 事業概要 (7) パートナーVC

● パートナーVCの要件

- ・業としてスタートアップへの投資機能を有し、ディープテック・スタートアップの事業化支援機能を有する法人等（VC等、CVC）であること。
- ・提案者が本支援事業に応募する時点での、提案者の資金調達ラウンドにおいて、最大の金額や株式持分比率で出資を行う者、または、過去の出資分を含めてVC等やCVCの中で最大株主持株比率になる者のいずれか。ただし、既に提案者の株主となっている者や所定の期間内に投資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画しているVC等やCVCについては、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率を問わず、パートナーVC候補となることができる。
- ・対象補助期間において実施者に対し事業目的に沿ったハンズオン支援を行う能力を有すること。また、望ましくは、提案者が本支援事業に応募する時点での資金調達ラウンドの次の資金調達ラウンドが成立するための資金調達活動の支援を行う能力を有すること。
- ・補助事業期間中にハンズオンできる体制を構築・維持することとし、提案者の採択にあたっては、「パートナーVC」として、実施者とともにNEDOホームページ上で社名等が公表されることに同意すること。

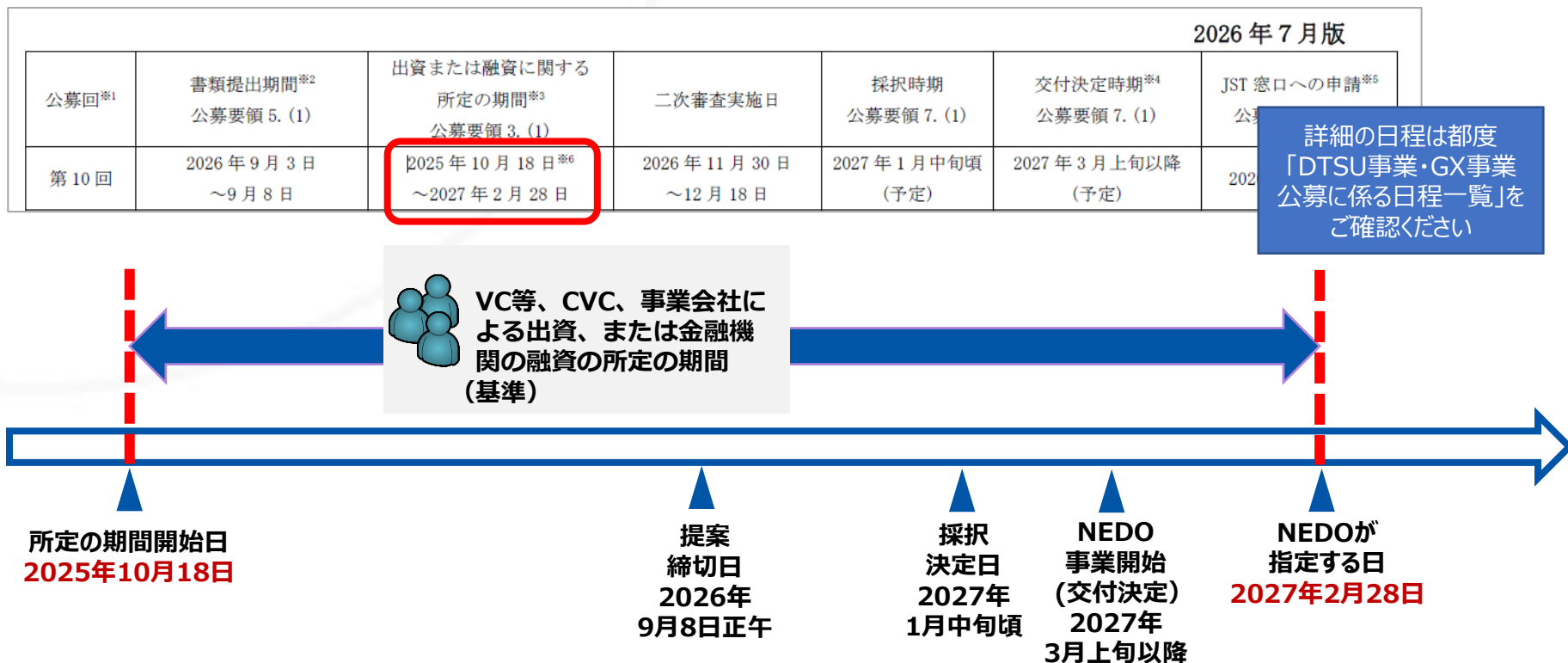
● 各フェーズでのパートナーVCの位置づけ

STSフェーズ	● DTSU事業においては、補助事業開始時にパートナーVCがいることを必須とする（DTSU事業への応募時に、パートナーVC候補からの申請があることを必須とする） ● GX事業においては、補助事業開始時にパートナーVCがいることは任意とする（GX事業への応募時に、パートナーVC候補からの申請があることは任意とする）
PCAフェーズ DMPフェーズ	● 補助事業開始時にパートナーVCがいることは任意とする（DTSU事業及びGX事業への応募時に、パートナーVC候補からの申請があることは任意とする）

出資に関する「所定の期間」に関して

- DTSU事業では、STS/PCAいずれのフェーズにおいても、VC等、CVC、事業会社、金融機関から提案書に記載した補助事業期間中に要する補助対象費用の1/3以上の金額の出資または融資をNEDOが定める「所定の期間」内に受ける必要があります。
- 「所定の期間」とは、NEDOが提案書類の提出期限ごとに「DTSU事業・GX事業 公募に係る日程一覧」の通り定める期間のことを指します。
- 「DTSU事業・GX事業 公募に係る日程一覧」は、本支援事業の公募に係るNEDOのホームページに掲載されていますので必ずご参照ください。

(参考)DTSU事業・GX事業 公募に係る日程一覧



(補足) 出資等に関する報告書等について

参考：提案書作成にあたって【追加資料5・6】

- VC等、CVC、事業会社、金融機関から出資/融資を受けた/受ける場合、それぞれ既定の様式にて報告書等を申請ください。

(参考)追加資料5

分類番号13005
【追加資料5】

・複数社ある場合は、1社ごとにそれぞれ作成をすること
・黒字箇所の変更はできません。出資/融資者との協議内容等は出資/融資の条件にご記載ください。
・本資料を使用しない場合は、本ページは削除してください。

出資/融資意向確認願

年 月 日

(出資者名) 殿

押印は不要です。 申請者住所・氏名
代表者役職・氏名

今般、弊社が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する該当する事業を選択ください。により該当するフェーズを選択してください。として採択されたときは、貴社出資決定機関による正式な決定を条件として、下記の通り出資/融資の意向があることを確認願います。

形態：出資 or 融資を選択ください。
予定日：20xx年xx月xx日まで
予定金額：金 円

所定の期間に合うよう
にご留意ください。

出資/融資意向確認書

上記の件に関し、貴社が該当する事業を選択ください。該当するフェーズを選択してください。に採
択されたときは、弊社出資決定機関による正式な決定を条件として、20xx年xx月xx日までに金
円の出資 or 融資を選択ください。
実行の意向があることを確認します。

出資/融資の条件

※ ・出資の株数、普通株/優先株、優先株の条件、議決権の有無等
・役員の名簿等
・資金使途について、複数の投資目的がある場合は、本事業に係る出資額が分かるように
記載してください。
・NEDOの採択を出資の条件とする
・返済期限・返済方法等

この意向確認書により、採択者への出資/融資を保証するものではありません。また、「ハンズオン計
画/事業支援計画書」については別添を参照してください。

※本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。 年 月 日

・押印は不要です。
・出資者名はファンド名ではなく、会社名
をご記載ください。

出資者名・住所
代表者又は業務執行責任者役職・氏名
連絡先（電話番号、E-mail、担当者）

2026年7月版

(参考)追加資料6

分類番号13006
【追加資料6】

DTSU 事業 STS フェーズ・PCA フェーズへの提案者は、公募要領2. (6) 事業への応募に必要な出資・
融資における、補助対象費用の1/3以上に係る出資または融資について、作成、提出すること。
DTSU 事業 DMP フェーズ及びDIX 事業への提案者は、出資の所定の期間内にVC等やCVC、事業会社からの
出資が行われることについて評価を希望する場合や、株主構成の要件や設立年数要件の例外として要件
を充足しようとする場合、DTSU 事業 DMP フェーズにおいて NEDO 負担率を 2/3 以内で提案する場合、
DTSU 事業における出資の所定の期間と同一の期間内における VC 等やCVC、事業会社からの出資につ
いて、作成、提出すること。
なお、複数社ある場合は、1社ごとにそれぞれ作成をすること
・本資料を使用しない場合は、本ページは削除してください。

(様式第22)

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

押印は不要です。
出資者でなく、申請者の
ものをご記載ください。

申請者 住 所
名 称
代表者等名

ディープテック・スタートアップ支援基金事業費補助金に係る
出資等に関する報告書

上記の件について、ディープテック・スタートアップ支援基金事業費補助金交付規程第9条
第1項第三十四号の規定に基づき下記のとおり報告します。

補助対象費用を記載。補助金交付提
案額ではありません

1 補助事業者の名称 ○○株式会社
2 補助対象費用 (A) 300,000,000 円
3 出資等の実施者の名称 補助対象費用の1/3 (または1/2) の出資/融資に係る実施者
4 補助事業者に出資を実施した日付 2026年○○月○○日 ※替金日
5 補助事業者に出資を実施した額 (B) 100,000,000 円 ※日本円による着金額
6 補助事業者に出資を実施した額 (B) と補助対象費用 (A) の比率
(B) / (A) 1/3 ※簡単な分数で表しにくい場合は、小数点以下2桁までの小数

(注)
追加資料ファイルに「追加資料20 出資/融資に関する契約書及び出資/融資を証明する書類
(通帳の写し等)」の添付が必須となります。

※本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。

2026年7月版

(補足) 事業支援計画書・VC以外の支援者について

- パートナーVCに限らず、以下のような提案者（スタートアップ）に対して支援を行う者が、その支援内容を【事業支援計画書】に記載して申請書に添付することで、審査において考慮されます。
（必要に応じて、支援者についても審査等での対応を依頼する場合があります。）
- 「提案者に対して支援を行う者」は、以下の者のいずれかを想定しており、このうち提案者の行う事業への今後の貢献度が最も高いと思われる1者を、提案者が選んでください。
 - ・パートナーVC
 - ・事業会社や各種機関（医療機関、金融機関、学術研究機関等）
 - ・提案者自身

分類番号13007

【追加資料 7】

以下、ハンズオンを行うパートナーVC 候補または事業支援を行う事業会社等がA4 2枚以内で作成すること。なお、VC等またはCVCは、別途VC等、CVC情報項目ファイルも提出を行うこと。

ハンズオン計画書/事業支援計画書

VC等から支援を受ける場合においてパートナーVCが本文書を作成する場合は「ハンズオン計画書」に、事業会社等から支援を受け事業会社等が本文書を作成する場合は「事業支援計画書」に〇をつけてください。

候補名または事業支援者名・住所
代表者又は業務執行責任者氏名

対象の提案者名：
対象の提案事業名：

押印は不要です。

1. 技術評価

提案者を技術面の観点からどの様に評価しているか、提案者の技術面における強みは何だと考えているかについて説明してください。

2. 事業性評価

提案者を事業面の観点からどの様に評価しているか、提案者の事業面における強みは何だと考えているかについて説明してください。

3. ハンズオン計画または事業支援計画

(支援者がパートナーVC 候補の場合)

- 所定の期間内に出資を行う VC 等または CVC であって、今回の申請に際して最大の金額や株式持分比率で出資を行う者
- 過去の出資分を含めて VC 等や CVC の中で最大株主持株比率になる者
- 上記以外で最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している者
 - ・上記で該当するものにチェックを入れた上でハンズオン計画を記載してください。特に「上記以外で最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している者」にあたるパートナーVCは、対象となるスタートアップの他の株主（いれば）との関係性や役割分担についても触れながら、最も主体的な役割を果たす計画であることについて、具体的にご説明ください。
 - ・提案者に支援が必要な事項を記載頂き（事業面、経営面、資金調達面等）、そのために具体的などのようなハンズオンを行うかを記載してください（内容や関与度合い）。
 - ・経営面の支援に関して、実際に社外取締役やCxOを派遣しているまたは派遣する予定がある場合は記載してください。
 - ・提案者が補助事業期間の目標を達成した後、さらなる目標達成のための追加出資が必要となった場合、その追加出資とハンズオンを行う考えがあるか、追加出資をしない可能性がある場合には、他のパートナーVC 候補に引き継ぐ等、提案者に対する継続的な支援体制についての考えを説明してください。
 - ・提案者の企業価値増加のための事業上の戦略があれば記載してください。

(支援者が事業会社等の場合)

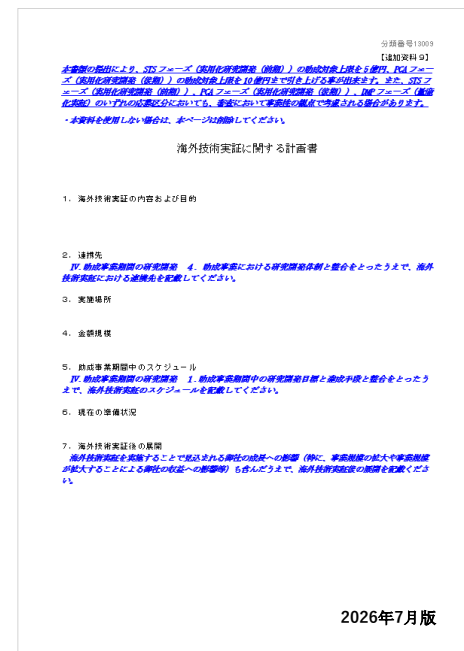
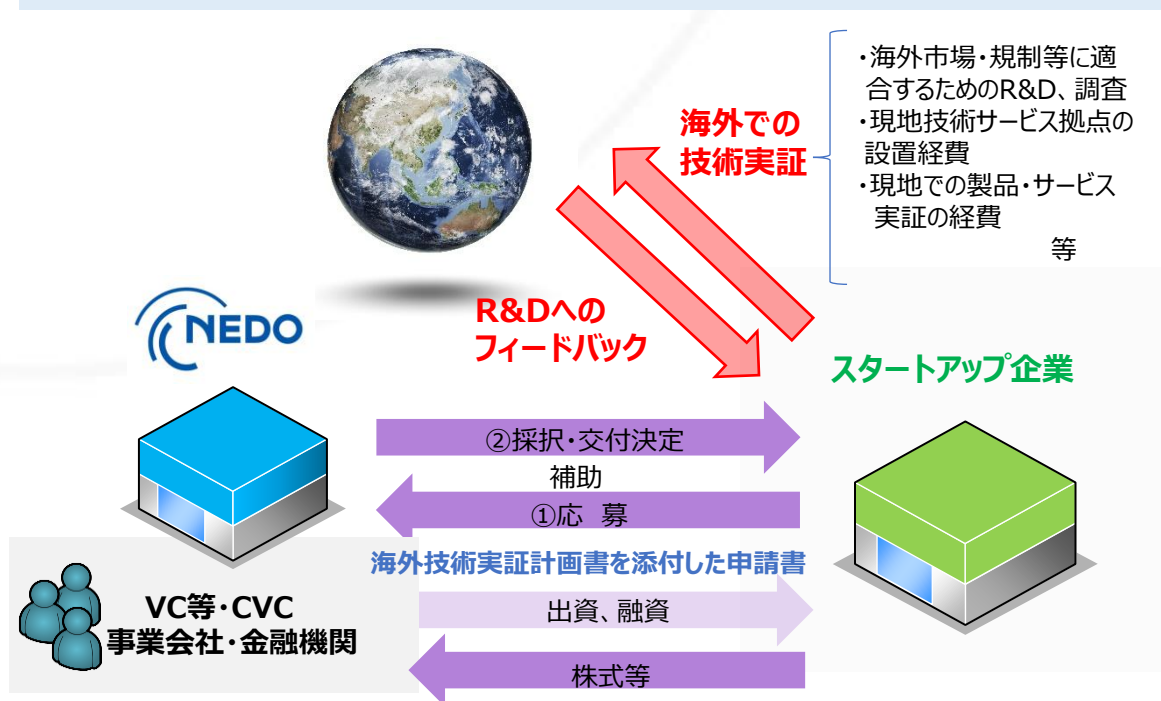
2026年7月版

<ポイント②>

海外技術実証
事業会社連携

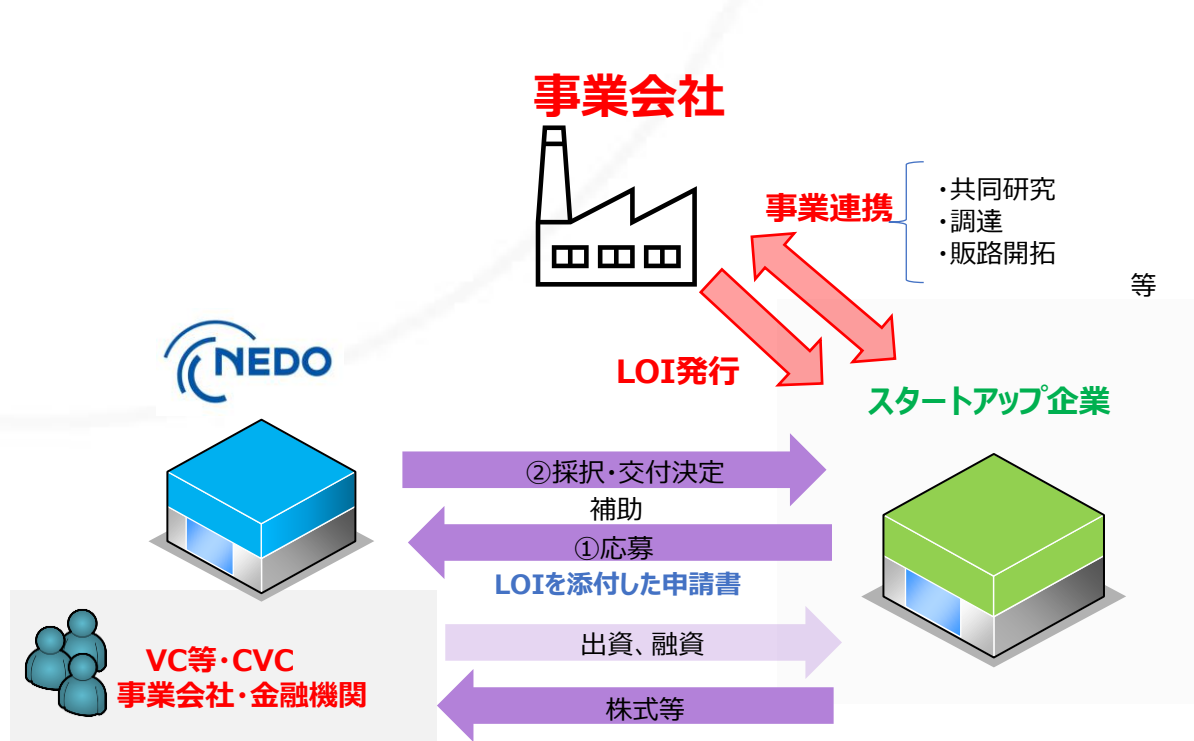
海外技術実証等について

- STS/PCA/DMP各フェーズの事業の中で、海外における技術実証等の経費を計上することができます。
※海外技術実証計画書を提出することで、STS:3→5億円、PCA:5→10億円に上限増額
- 具体的には、海外の市場・規制等に適合するための研究開発や調査費用、現地での技術サービス拠点の設置費用、現地での製品・サービス実証に要する費用等の一連の海外展開事業を支援します。
- 「海外技術実証に関する計画書」に、目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、パートナー、準備状況、実証後の展開、今後の成長への寄与等を記載して申請書に添付する必要があります。
※合わせて、前述の支援計画書を海外技術実証先のパートナーが記載して提出することもできます。（審査で考慮）
※本補助事業に係る補助対象経費に海外の研究実施場所での支出分を計上する場合には、原則として、補助対象経費総額の1/2を超過しないこととします。
※海外技術実証に限らず、本事業により得られる研究開発の成果（知財等）は国内法人の保有等が基本となります。
※DMPフェーズにおいては、量産化実証を目的として国外に設置する建屋等や機械装置等の費用は補助対象外となります。



事業会社連携について

- STS/PCAの各フェーズの事業の中で、事業会社との連携（共同研究、調達、販路開拓等）に関するLoI（関心表明書）を提出することで上限金額を増額することができます。（STS: 3→5億円、PCA: 5→10億円）
- その際、共同研究、調達、販路開拓等の事業化において連携を行う事業会社等が、LoIを作成して、提案者（スタートアップ）が提出する事業全体の申請書に添付する必要があります。
- 加えて、スタートアップ企業が国内外の事業会社等と行う共同研究費についても対象経費とすることができます。
 ※従来の制度では、国内の学術研究機関等だけが対象。
 ※共同研究等によって得られた成果、特に知財等の成果について応分の扱いになっていること、また、事業会社との委託・共同研究において補助事業者が発明を自ら実施する場合において不利益とならないように配慮した契約内容であること等条件あり。



分類番号1000
【追加資料 8】

以下、助成者と創成事業における事業連携に関心のある事業会社を作成すること。

本事業の提出により、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））の創成対象上限を調達、PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））の創成対象上限を10億円まで引き上げる事が出来ます。また、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））、PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））、JFE フェーズ（実用化研究開発（後期））のいずれの応募区分においても、事業において事業連携の観点で考慮される場合があります。

※本資料を使用しない場合は、本ページを削除してください。

関心表明書 (Letter of Intent)

連携相手事業会社名は、以下の助成事業において「創成事業の名称」(以下「連携先」という。)と、〇〇〇(共同研究、販路開拓、XX供給等の連携内容を記載して下さい)の事業連携を行う事に関心があるため、本書籍を提出致します。

記

助成事業名: 創成金交付助成金の「創成事業の名称」を記載して下さい。

事業連携の内容について
創成事業における創成者との連携において、創成者が行う技術や設備等への支援内容等を簡潔に記入ください。

前、本書籍の提出により、助成事業において連携等と事業連携をする事を約束するものではありません。
 (連携相手全事業会社が記載して下さい。赤字は捺印明記して下さい)
 年 月 日
 事業会社の名称
 住所
 役職
 氏名
 連絡先 (電話番号、E-mail、担当者)

※印は不要です。

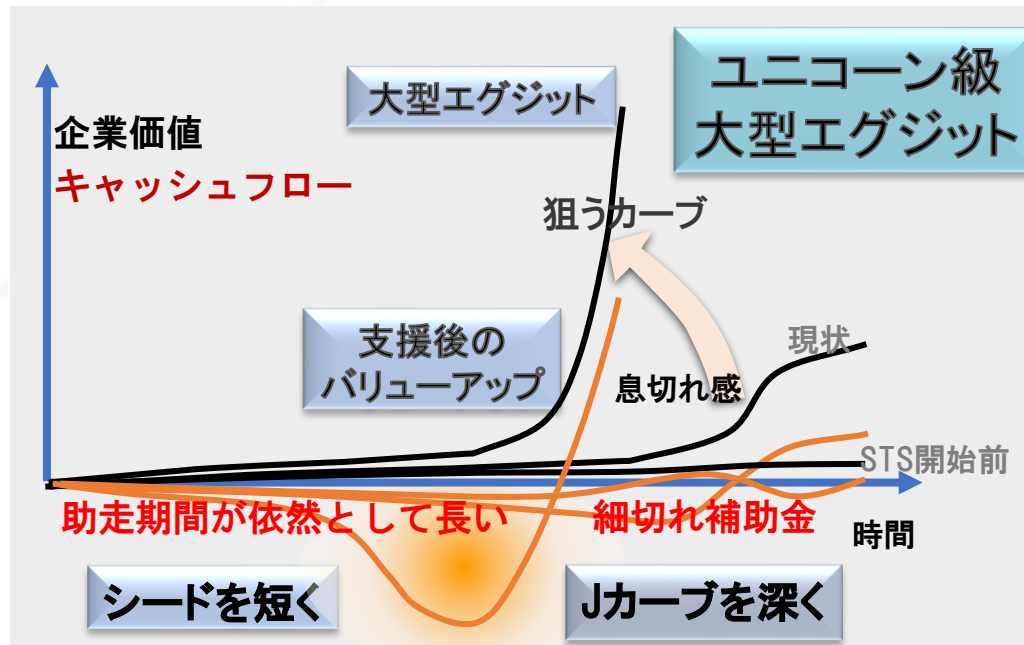
連携相手全事業会社が記載して下さい。赤字は捺印明記して下さい。
 本資料は審査でのみ使用し、他者や外部等に渡されることはありません。
 尚、NEDOから照会のある場合があります。

2026年7月版

DTSU事業とGX事業との違い

両事業の制度趣旨について

- **DTSU事業**は、**ユニコーン級の大型エグジット創出**に向け、ディープテック・スタートアップの実用化開発・量産実証を支援するもの。シード期に係る期間を短くし、**Jカーブを深ぼっていただくことで、急成長を遂げていただくこと**を制度趣旨とする。
- **GX事業**においても、**上記の制度趣旨は同様**。加えて、**事業を通じたCO₂の排出削減と経済成長を同時に実現するGXの推進を図る**。
- また、**GX事業**においては、より多様な形態での応募を想定し、**DTSU事業と比較して応募要件を一部緩和しているが、上記の制度趣旨を維持するように審査**を実施予定。
- 以降、両事業の応募要件の違い等について記載。



違い①：応募に必要な出資等の要件

- DTSU事業のうちSTSフェーズ、PCAフェーズでは、所定の期間内に、補助対象費用の1/3以上の金額の出資・融資を得ることが必要。
- DTSU事業のうちDMPフェーズ、GX事業では、上記のような出資要件は課さない。ただし、出資が行われる場合、審査において評価。
- フェーズごとのポイントは下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	● VC等、CVC、事業会社からの出資のみを加算でき、<u>VC等またはCVCからの出資必須。</u> ● 最大出資者は<u>VC等、CVCのいずれか。</u>	● 出資要件なし。 ● 所定の期間内にVC等やCVC、事業会社からの<u>出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価。</u> ● 以下の場合には<u>所定の期間内での出資が必須。</u> ➢ 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合（VC等、CVC） ➢ 設立年数要件の例外事項の充足に必要な出資を応募時点で受けていない場合（VC等） ➢ 株主構成の要件を提案締切日時点で充足していない場合（VC等、CVC、これらに類する者（※GXのみ））
PCAフェーズ	● VC等、CVC、事業会社からの出資、金融機関からの融資のいずれも加算できる。 ● 最大出資者・融資者は、<u>VC等、CVC、事業会社、金融機関のいずれも可。</u>	
DMPフェーズ	● GX事業と同様だが、右記に加え、<u>所定の期間内に出資が下記の場合も必須</u> ➢ NEDO負担率を2/3以内とするために必要な補助対象費用の1/6以上の金額の出資を応募時点で受けていない場合（VC等、CVC、事業会社）	

違い②：株主構成に係る要件

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、制度趣旨に鑑み、VC等、CVCが株主構成に加わった状態で事業を行うことを想定。
- 具体的な要件設定は下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	※規定なし（ <u>応募に際し、VC等またはCVCからの出資が必須であるため</u> ）。	● <u>採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。</u> ※提案締切日時時点で充足していない場合、該当する者からの <u>出資意向確認書の提出、所定の期間内での出資が必須。</u>
PCAフェーズ	● <u>VC等またはCVCが株主構成に含まれていること、もしくは採択決定日以降のNEDOが指定する日までに加わる</u>こと（出資報告書あるいは出資意向確認書を提出した者に限る）。	
DMPフェーズ		

違い③：パートナーVC

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、VC等、CVCのうち、「所定の期間内に投資を行う最大出資者や最大持株比率の者」や、「既存株主や所定の期間内に投資を行う者のうち最も主体的にハンズオン支援を行う者」を「**パートナーVC**」として指定することができる。
- パートナーVCを立てる場合は、パートナーVC候補が「ハンズオン計画書」及び「VC等、CVC情報項目ファイル」を作成し提出する必要がある。
- パートナーVCの**要件や役割は、両事業で違いはない**。
- 他方で、各フェーズでのパートナーVCの位置づけは下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	● 補助事業開始時にパートナーVCがいることが必須。 ● 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合、所定の期間内に当該候補からの出資があることが必須。	● 全フェーズで、補助事業開始時にパートナーVCがいることが任意。 ● 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合、所定の期間内に当該候補からの出資があることが必須。
PCAフェーズ	● 補助事業開始時にパートナーVCがいることが任意。 ● 既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合、所定の期間内に当該候補からの出資があることが必須。	
DMPフェーズ		

違い④ー1：GX関連事項（補助対象事業）

- ・ **DTSU事業**では下記①～③を満たす**鉱工業技術全般（原子力、医薬品、再生医療等製品除く）**が対象。他方、**GX事業**では、下記①～③に加え、**④に示すエネルギー由来のCO₂削減に資する技術分野に限定**。

①**第1回日本成長戦略会議（2025年11月10日）において提示された17の戦略分野に該当し、経済産業省所管の鉱工業技術（ただし、原子力技術に係るものは除く。）に関わる技術開発の提案であること。**

②**具体的技術シーズがあつて、技術開発要素があること**が想定されること。なお、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。

③競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。なお、実証段階にあつても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。また、**医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外**とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は補助対象とします。

④脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出するものを対象とし、そのうち、**太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業**であること（※9）。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「**国による投資促進策の基本原則**」に則したものであること（※10）。

※9 事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業については、エネルギー起源のCO₂排出削減に繋がる技術の開発が対象となります。大気中のCO₂を直接に回収する技術に係る研究開発事業については、回収したCO₂の分離や利用等に係る研究開発を含む等、総体として、非化石エネルギーの開発・利用の促進、エネルギー利用の高度化、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資すると考えられる場合には、対象となり得ます。

※10 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

- **GX事業**では、追加資料11の「GXに係る取組申告書」の提出が必要（**DTSU事業**では不要）。
- 取組申告書には、現在実施しているGXの取組、交付決定後に実施するGXの取組、補助事業を通じて実施予定のCO₂排出削減の取組を記載。

2枚目以降

提案事業の開発による
CO₂削減効果の試算と
算出根拠を記載

違い④ー3：GX関連事項（審査項目）

- ・ **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、「事業性評価」、「技術評価」、「事業目的への適合性」に大別される各審査項目による総合評価により審査される。
- ・ **GX事業**では、「事業性評価」において、「将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること」との審査項目も設けられていることに留意（**DTSU事業**には設けていない）。

○事業性評価

- ・ 顧客のペイン（痛みが伴うほどの強いニーズ）と事業者が提供しようとするソリューションが明確で、ビジネスの確からしさが十分にあること。
- ・ 取り組む事業について、市場性（市場規模、市場の成長性）が見込めること。
- ・ 事業推進に必要な経営体制および研究開発体制が構築されること。
- ・ 事業化のための適切な事業モデルが構築され、また、事業化実現に向けての活動や体制構築がなされること。特に、研究開発の責任者だけでなく、事業化の責任者が別に経営陣にいるなど、事業化・社会実装を実現させるためのチームビルディングがされていること。
- ・ 予想されるリスク（市場変動、技術変革等）等への対策を考慮した中長期的な事業計画や成長戦略が描けており、優位性を確立した上で、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。
- ・ 事業化実現に向けて、伴走する関係者（VC等、CVC、事業会社）が適切な体制を構築し支援を行うことが見込まれること。
- ・ 将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること。【GX事業のみ】

○技術評価

- ・ 技術シーズがある程度かたまっており、使える状態にあること。
- ・ 開発目標の設定、スケジュール、費用の使い方（委託・共同研究先も含む）が想定した市場参入に向けたソリューション開発に対して適切であること。
- ・ 開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること。
- ・ 技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること。
- ・ 国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され我が国の研究開発力の強化に資すること。

○事業目的への適合性

- ・ 本事業の目的に合致していること。
- ・ 国が推進する17の戦略分野に係る政策に合致していること。
- ・ 経済社会課題の解決に貢献する事業であること。

違い⑤：設立年数要件の例外事項

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、応募要件として設立年数について定めているところ。
- 当該要件の例外事項も定めており、各事業ごとの違いは下記の通り。

DTSU事業のSTSフェーズ・PCAフェーズ	DTSU事業のDMPフェーズ・GX事業
【原則】 ● 設立から一定年数以内（STSフェーズ・PCAフェーズの場合10年、DMPフェーズの場合15年）の企業であること	
【例外】 ● <u>初めてVC等からの資金調達を行ってから5年以内</u>であること もしくは、 ● 応募に際し必要となる出資または融資のうち、<u>1/2以上がVC等からの出資</u>であること	【例外】 ● <u>初めてVC等からの資金調達を行ってからSTSフェーズ・PCAフェーズは5年、DMPフェーズは10年以内</u>であること もしくは、 ● <u>所定の期間内に、補助対象費用の1/6以上の金額の出資をVC等から受けている、あるいは受ける予定</u>であること

違い⑥：NEDO負担率

- ・ **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、補助対象費用に対するNEDO負担率を設定。詳細は下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	● 補助対象費用の<u>2/3以内</u>。	● 補助対象費用の<u>2/3以内</u>。
PCAフェーズ		
DMPフェーズ	● 補助対象費用の<u>2/3以内もしくは1/2以内</u>。 ※ <u>補助対象費用の1/6以上の金額の出資を、NEDOが定める所定の期間内に得ることを出資報告書／出資意向確認書の提出により示す場合、NEDO負担率は2/3以内</u>	

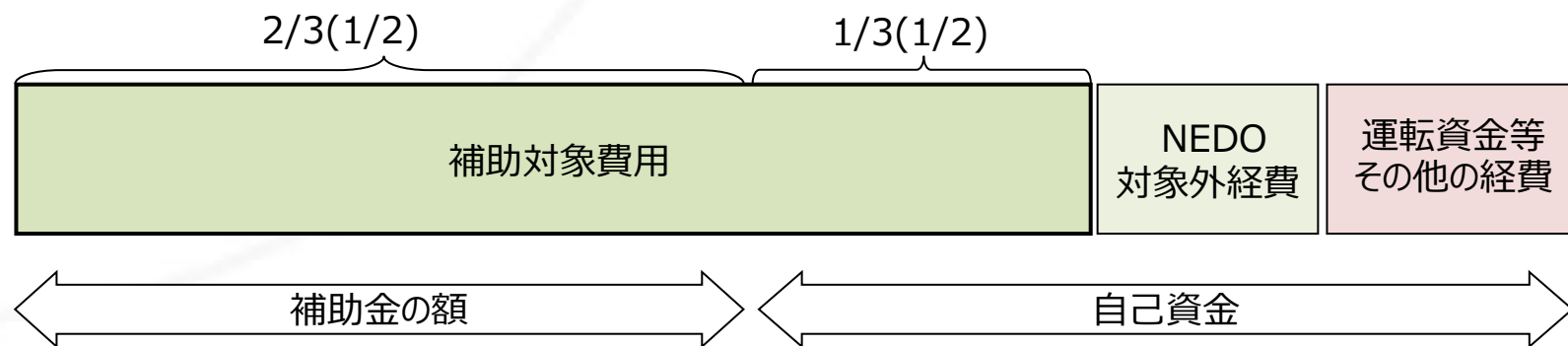
経費計上に関する留意事項等

本事業の資金計画の考え方

補助の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発（特許出願に係る経費やルールメイキングに係る経費含む）、F/S調査等（研究開発目標に調査内容が記載されていることが前提）、量産化実証（量産に向けての生産技術の開発や実証試験等含む）、海外技術実証（研究開発項目に実施内容が記載されていることが前提）に係る経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する（汎用のもの、本事業以外にも使用するものは補助対象外です。）機械装置等経費、労務費、その他経費、及び委託・共同研究費です。

また、補助金は実績払・精算払となるため、事業期間には必要経費を立て替える必要があります。補助金の前払いは行いません。

よって、本NEDO事業では計上が認められない汎用品の経費や消費税、運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。



各費目の主な注意事項…Ⅰ. 機械装置費

本事業の研究開発に必要となる、土木・建築工事費や、機械装置費等

- ・生産等のみを目的とする機械装置費等は対象外です。
- ・購入した機械装置等を用いた研究開発を行い、その結果を終了時に提出する実績報告書等で報告する必要があります。入手や設置のみで事業期間が終了する場合は、計上を認めません。
- ・処分制限期間内に資産計上を変更する場合は、補助金の目的外使用としてNEDOの事前承認を受ける必要があります。建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得する場合は、特にご留意ください。
- ・委託・共同研究先で計上する機械装置費等の処分制限財産については、補助事業者に帰属します。ただし、国内の学術機関等は条件を満たす場合は別の定めとすることも可能です（公募要領を確認すること）。
- ・DMPフェーズ応募者で、量産化実証を目的として、日本国外に設置する建屋等や機械装置等は補助対象外とします。
- ・土地の取得費用の計上はできません。

各費目の主な注意事項…Ⅱ．労務費

研究員費・補助員費

- ・研究員は、別紙 1 の体制表に登録が必要です。研究実施場所が複数有る場合は、研究実施場所ごとに研究員の登録が必要となります。
- ・本事業においては、研究員費と補助員費は、「時間単価」又は「エフォート専従」で計上となります。ただしエフォート専従者は半年以上同じエフォートで従事する等条件がありますのでご注意ください。
- ・労務費は、**本事業に直接従事した人件費**となります。社員等の給料の支援ではないのでご注意ください。
- ・健保等級に基づく労務費単価は下記を参照ください。

[労務費単価\(課題設定型産業技術開発費補助事業 事務処理マニュアル P.61～\)](#)

経理・検査業務に係る労務費

- ・補助先の身分を有し、本事業の経理検査業務を担う者として、別紙 1 体制表に登録した「**経理責任者**」及び**経理責任者が任命した「業務実施者」**に対する人件費となります。
- ・別紙 1 体制表に登録が必要です（登録方法は、別紙 1 の吹き出しの注意事項を確認）
- ・労務費の計上は「時間単価」又は「エフォート専従」となります。
- ・本事業の**研究開発業務を行う、研究員や補助員との兼務はできません。**
- ・**委託・共同研究先の経理・検査業務に係る労務費の計上はできません。**
- ・経理・検査業務に係る研究実施場所間の移動等の旅費の計上も可（Ⅲ．その他経費の旅費で計上）

各費目の主な注意事項…Ⅳ. 委託・共同研究費

委託契約又は共同研究契約に基づき**事業会社**や**学術機関等**が行う技術開発や実証に係る費用

- ・委託・共同研究費の計上は、**補助事業の総額の50%未満**となります。
- ・**単価50万円以上の機械装置等**については、**補助事業先の帰属**となります。ただし、国内の学術機関等については、条件を満たす場合においては別の定めとすることも可能（公募要領8.(1)補助対象費用を確認）
- ・学術機関等は、その**直接経費の30%の額を上限**として間接経費の計上が可能です（事業会社は不可）。
- ・**経理・検査業務に係る労務費の計上はできません。**
- ・採択通知発出から原則 30 日以内に、委託・共同研究契約を締結いただきます。委託・共同研究契約の留意事項については公募要領（8.(1)補助対象費用）をご確認ください。

取得財産の管理-処分制限財産の取扱いについて

本事業で取得した単価50万円以上の処分制限財産は、処分制限期間内にこれを処分する場合は事前にNEDOの承認が必要となるのでご注意ください。

助成先	財産の扱い		承認申請	残存簿価相当額の納付
目的内使用	交付決定の内容の研究開発に引き続き使用		不要	不要
目的外使用	研究開発要素あり	研究開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用	承認申請が必要	
		当該助成事業に関連しない研究開発等において使用		
	研究開発要素なし	商業生産に使用		
使用中止	廃棄、売却等(特別な事情の説明が必要)			納付必要【注】

※本事業で取得した設備等（量産化実証設備等）を、本事業の支援による研究開発の成果として得た技術の事業化・社会実装のための商用生産に供する場合に限り、申請等を行った上で、継続して利用いただくことが可能です。なお、この場合でも、当該成果により相当の収益が発生した場合における収益納付は必要となる点、御留意下さい。

その他留意事項について（1）

＜特許出願に要する経費＞

本事業の研究開発の成果を含み、その事業化に必要となる特許出願等に要する経費の計上

- ・本補助事業の研究開発項目の成果を含み、補助期間内に特許出願が完了していること。
- ・（様式第5）ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書（において当該知的財産権の届出を行うこと）。
- ・提案書（採択後は交付申請書）の実施計画書において、当該知的財産権の事業戦略上の必要性を説明すること。
※Ⅲ．事業化実施計画詳細 2．技術開発（3）コア技術の強みおよび参入障壁の確保
- ・事業終了時の実績報告書に当該知的財産権に係る報告を行うこと。
- ・委託・共同研究先の「単独の」知的財産権に係る費用計上は補助対象外とします。補助先との共願の場合において費用計上を行う場合は、別途定めた出願契約書等に記載の持分等に応じ対象経費を計上してください。

計上可能な費目

- ・先行技術調査（国内・国外）に係る労務費や調査費、出願等に係る費用 等

その他留意事項について（2）

＜ルールメイキングに係る経費＞

本事業の研究開発の成果を事業化するために必要な、各種規制や標準・規格の調査や形成等

- ・提案書の「研究開発項目」に実施内容等を具体的に記述すること
※Ⅳ. 補助事業期間の研究開発（2）研究開発項目毎の目標と達成手段
- ・実績報告書に、活動内容および今後の研究開発の方向性を含めた成果を報告すること

計上可能な費目

- ・規範等の調査に係る労務費や外注費、規範の形成に係る労務費や外注費 等

＜有償サンプルに係る経費＞

出荷先からの評価を研究開発に反映するための手段として、有償サンプルを行う場合、その収入額を補助対象経費から減額します。

- ・提案書の「研究開発項目」に実施内容等（サンプルの内容、期待する開発成果、収入計画等）を記述する ※Ⅳ. 補助事業期間の研究開発（2）研究開発項目毎の目標と達成手段
- ・事業期間内に有償サンプルの提供先からの評価結果を入手でき、実績報告書で報告する。

なお、具体的な方法については、採択後にNEDO担当者でご相談ください。

（公募要領 別紙1 3-1-13 補助事業の遂行により生じる副生物等について 参照）

その他留意事項について（3）

- 事業期間の終了年度の翌年度以降 5 年間は、毎年、財務状況を含めた事業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。事業化状況報告書の内容はNEDOによるディープテック・スタートアップに対する支援の充実や本事業の効果の把握等にも資することから、当該報告書の提出を補助金交付の条件としており（交付規程第9条第1項第20号）、採択された場合には必ず提出していただきます。
- 当該補助事業の事業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります（収益納付の詳細は交付規程参照）。本事業は、事業化・社会実装に向けた支援の結果として、研究開発成果の収益化を目指すものでもあることから、積極的に収益化を図っていただくようお願いいたします（特に、量産化実証支援を受ける場合は、一層積極的な取り組みをお願いいたします）。
- 同一提案者が、本支援事業に対して、複数の申請をすることは認めておりません。
また、同一提案者がDTSUもしくはGXの複数の同時受給はできません。
- 「提案者」、「共同研究先等」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本補助事業の対象とせず、採択を行いません。
- 本事業への提案は、電子申請システム「Jグランツ」への登録手続きと、「Jグランツ」を通じたNEDOへの提案書の提出の両方の手続きが必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。
- その他、交付規程、公募要領等をよくご確認の上、ご提案をお願いいたします。

NEDO事業の経理処理 5つの原則

① 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。

事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は直接経費には計上できません。また、期末の予算消化と見なされるような必要性の乏しい購入は慎んでください。

② 経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。

発注、納品・検収、支払いは、原則、事業期間中に行ってください。

③ 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。

複数の研究費を混同して使用しないでください（共用設備を合算購入する場合を除く）。

なお、同一のテーマについて、公的資金の重複受給はできません。

④ 経費の使用に際しては、経済性や効率性を考慮した調達を行ってください。

物品購入や外注契約に際しては、見積競争を行うなど、経費の経済的な使用を心掛けてください。

⑤ 従事日誌は、正しく記載してください。

労務費積算の根拠となる従事日誌等は、本人が毎日正確に記入してください。主任研究者は、定期的に、その記載された内容に相違または虚偽がないか確認してください。

提出資料のまとめ

提案者支援に関する書類

項目		提出 要否	①STSフェーズ	②PCAフェーズ	③DMPフェーズ
提案者支援 (事業目的 達成に不可 欠な貢献者を 1者選択)	①パートナー VC候補を選 択した場合	必須	ハンズオン計画書 様式：追加資料7 作成者：パートナーVC候補 記載内容： 1.提案者の技術&事業性評価 2.ハンズオン支援内容、人材派遣の有無、継続的な支援意思、企業価値向上の戦略等 3.ハンズオン支援メンバー		
	②事業会社 や各種機関 (医療機関、 金融機関、 学術研究機 関等)を選 択した場合	必須	—	事業支援計画書 様式：追加資料7 作成者：事業会社や各種機関（医療機関、金融機関、学術研究機関等） 記載内容： 1.提案者の技術&事業性評価 2. 支援/貢献内容、技術面/事業面の支援、人材派遣の有無、継続的な支援意思、企業価値向上の戦略等 3.事業支援組織/メンバー	

補助上限増額に必要な書類

項目		書類 提出 要否	①STSフェーズ	②PCAフェーズ	③DMPフェーズ
補助上限 増額	事業会社と の連携構想	必須	事業化連携（共同研究、製品調達、販路開拓等） に係る連携先の関心表明書		—
			様式：追加資料8 作成者：事業会社等（大学、学術機関は含まず） 記載内容：作成者が担う役割や提案者への支援内 容（簡潔）		
	海外技術 実証	必須	海外技術実証に関する計画書		—
			様式：追加資料9 作成者：提案者 記載内容：海外技術実証の内容および目的、実施 場所、金額規模、スケジュール、準備状況、補助事業 期間後の展開等。		

事業化および実証に関する書類

項目		書類 提出 要否	①STSフェーズ	②PCAフェーズ	③DMPフェーズ
事業化	事業会社との 連携構想	任意	事業化連携（共同研究、製品調達、販路開拓等）に係る連携先の関心表明書		
			様式：追加資料8 作成者：事業会社等（大学、学術機関は含まず） 記載内容：作成者が担う役割や提案者への支援内容（簡潔）		
	海外技術実証	任意	海外技術実証に関する計画書		
			様式：追加資料9 作成者：提案者 記載内容：海外技術実証の内容および目的、実施場所、金額規模、スケジュール、準備状況、補助事業期間後の展開等。		
	量産化実証	必須	—	—	事業化に向けた量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等
					形式：自由形式 作成者：提案者および覚書の相手方 記載内容： 量産化実証の目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、準備状況、実証後の展開等

出資等に関する報告書、出資／融資意向確認書等

項目		書類提出 要否	①STSフェーズ	②PCAフェーズ	③DMPフェーズ
●DTSU事業のSTSフェーズ・PCAフェーズの場合 ●DTSU事業のDMPフェーズ・GX事業のうち下記に該当する場合 ・既存株主以外からパートナーVC候補を立てて申請する場合 ・設立年数要件の例外事項のうち、VC等からの補助対象費用の1/6以上の金額の出資を提案締切日までを受けていない場合 ・DTSU事業のDMPフェーズにおけるNEDO負担率を2/3以内とするために所定の期間内に補助対象費用の1/6以上の金額の出資をVC等やCVC、事業会社から受けている、あるいは受ける予定であることを示す場合	出資または融資が実行済の場合	必須	(1)出資等に関する報告書		
			様式：追加資料6 作成者：提案者 記載内容：VC等からの出資が実行されたことを証明するもの		
		必須	(2)投資契約書または融資契約書の写し（あるいはそれに類する書類）		
			様式：自由形式 作成者：提案者および投資/融資の相手方 記載内容：投資または融資の内容		
		必須	(3)入金の確証		
			様式：金融機関の様式（通帳の写し等） 作成者：－ 記載内容：投資または融資の入金が確認できるもの		
	出資または融資が未実行の場合	必須	出資意向確認書または融資意向確認書		
			様式：追加資料5 作成者：出資または融資の意向を持つ相手方 記載内容：本公募に合わせ提案者に対して出資または融資を行う意向 ※投資または融資実行後に「実行済の場合」の書類を提出		
●DTSU事業のPCA/DMPフェーズ・GX事業のうち、提案締切日時時点でVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていない場合	応募時点で株主ではない	必須	出資意向確認書		
			様式：追加資料5 作成者：出資の意向を持つ相手方 記載内容：本公募に合わせ提案者に対して出資を行う意向 ※投資または融資実行後に「実行済の場合」の書類を提出		

事業・フェーズごとの主な応募要件の違い及びそれらに係る提出資料まとめ

	DTSU事業	GX事業
STSFフェーズ	①所定の期間内に補助対象費用の1/3以上の出資が必要 - VC等またはCVCから最大金額もしくは株式持分比率での出資が必要 「出資意向確認書」and/or「出資報告書」の提出が必要 (②株主構成にVC等またはCVCが加わることは、①により充足) ③パートナーVCがいることが必須 - パートナーVC候補が「ハンズオン計画書」及び「VC等、CVC情報項目ファイル」を作成し提出する必要あり	①所定の期間内に補助対象費用の1/3以上の出資等は不要 - 設立年数要件（10年以内）の例外として、所定の期間内に補助対象費用の1/6以上の出資をVC等から受ける場合は、「出資意向確認書」and/or「出資報告書」の提出が必要 ②株主構成にVC等またはCVC、これらに類する者が加わっていることが必要 - 提案時点で充足していない場合は「出資意向確認書」の提出が必要 ③パートナーVCがいることは任意 - パートナーVCを立てる場合は、パートナーVC候補が「ハンズオン計画書」及び「VC等、CVC情報項目ファイル」を作成し提出する必要あり - 既存株主以外からパートナーVC候補を立てる場合は、所定の期間内に当該候補からの出資が必要であり、「出資意向確認書」and/or「出資報告書」の提出が必要 ※GX事業では、CO₂排出削減のための取組を記載した追加資料11「GXに係る取組申告書」の提出が必要。
PCAフェーズ	①所定の期間内に補助対象費用の1/3以上の出資もしくは融資が必要 - 最大金額もしくは株式持分比率での出資/融資者は問わないが、融資のみでの応募は不可 「出資/融資意向確認書」and/or「出資/融資報告書」の提出が必要 ②株主構成にVC等またはCVCが加わっていることが必要 - 提案時点で充足していない場合は「出資意向確認書」の提出が必要 ③パートナーVCがいることは任意 - パートナーVCを立てる場合は、パートナーVC候補が「ハンズオン計画書」及び「VC等、CVC情報項目ファイル」を作成し提出する必要あり	
DMPフェーズ	①所定の期間内に補助対象費用の1/3以上の出資等は不要 - 設立年数要件（15年以内）の例外として、所定の期間内に補助対象費用の1/6以上の出資をVC等から受ける場合は、「出資意向確認書」and/or「出資報告書」の提出が必要 - NEDO負担率を2/3以内とするために所定の期間内に補助対象費用の1/6以上の金額の出資をVC等やCVC、事業会社から受ける場合は、「出資意向確認書」and/or「出資報告書」の提出が必要 ②株主構成にVC等またはCVCが加わっていることが必要 - 提案時点で充足していない場合は「出資意向確認書」の提出が必要 ③パートナーVCがいることは任意 - パートナーVCを立てる場合は、パートナーVC候補が「ハンズオン計画書」及び「VC等、CVC情報項目ファイル」を作成し提出する必要あり - 既存株主以外からパートナーVC候補を立てる場合は、所定の期間内に当該候補からの出資が必要であり、「出資意向確認書」and/or「出資報告書」の提出が必要 ※DMPフェーズでは、事業化に向けて、連携先との間で取り交わした「量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等」の提出が必要。	①所定の期間内に補助対象費用の1/3以上の出資等は不要 - 設立年数要件（15年以内）の例外として、所定の期間内に補助対象費用の1/6以上の出資をVC等から受ける場合は、「出資意向確認書」and/or「出資報告書」の提出が必要 ②株主構成にVC等またはCVC、これらに類する者が加わっていることが必要 - 提案時点で充足していない場合は「出資意向確認書」の提出が必要 ③パートナーVCがいることは任意 - パートナーVCを立てる場合は、パートナーVC候補が「ハンズオン計画書」及び「VC等、CVC情報項目ファイル」を作成し提出する必要あり - 既存株主以外からパートナーVC候補を立てる場合は、所定の期間内に当該候補からの出資が必要であり、「出資意向確認書」and/or「出資報告書」の提出が必要 ※GX事業では、CO₂排出削減のための取組を記載した追加資料11「GXに係る取組申告書」の提出が必要。 ※DMPフェーズでは、事業化に向けて、連携先との間で取り交わした「量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等」の提出が必要。

公募スケジュールと審査方法

公募スケジュールと審査方法

＜今後の公募スケジュール＞

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		第10回公募 (9月3日～1月中旬頃)							第11回審査 (4月上旬頃～7月下旬頃)						第12回審査 (10月上旬～)	

＜DTSU第10回・GX第7回公募・審査スケジュール＞

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前相談 ～9/2 ●公募説明会 7/27		提案書受付期間 9/3～9/8正午			審査期間 9/8～1月中旬頃			
					プレゼン審査 11/30～12/18(予定)		●採択通知 1月中旬頃	
								●交付決定 3月以降

＜審査フローイメージ＞



＜一次書面審査＞

- ・応募時に提出のあった書面に基づく外部有識者等を活用した書面審査
- ・必要に応じて、経営者面談や、追加資料や更新等の依頼

＜二次審査＞

- ・提案者及びパートナーVCとなりうるVC等・CVC等によるプレゼンに基づく審査
- ・出資を行う、あるいは支援者であるVC等や事業会社に対しても個別にヒアリング等を行う場合もあり

審査項目

審査は下記観点から行われます。

○事業性評価

- ・顧客のペイン（痛みが伴うほどの強いニーズ）と事業者が提供しようとするソリューションが明確で、ビジネスの確からしさが十分にあること。
- ・取り組む事業について、市場性（市場規模、市場の成長性）が見込めること。
- ・事業推進に必要な経営体制および研究開発体制が構築されること。
- ・事業化のための適切な事業モデルが構築され、また、事業化実現に向けての活動や体制構築がなされること。
- ・予想されるリスク（市場変動、技術変革等）等への対策を考慮した中長期的な事業計画や成長戦略が描けており、優位性を確立した上で、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。
- ・事業化実現に向けて、伴走する関係者（VC等、CVC、事業会社）が適切な体制を構築し支援を行うことが見込まれること。
- ・将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること。（GX事業のみ）

○技術評価

- ・技術シーズがある程度かたまっており、使える状態にあること。
- ・開発目標の設定、スケジュール、費用の使い方（委託・共同研究先も含む）が想定した市場参入に向けたソリューション開発に対して適切であること。
- ・開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること。
- ・技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること。
- ・国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され我が国の研究開発力の強化に資すること。

○事業目的への適合性

- ・本事業の目的に合致していること。
- ・国が推進する17の戦略分野に係る政策に合致していること。
- ・経済社会課題の解決に貢献する事業であること。

※また、J-Startup、J-Startup地域版及びJ-Startup Impactに認定されている企業、高等専門学校に関連するスタートアップ、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）からの推薦のある企業についての優遇措置があります。（公募要領P.37～38参照）

參考資料

DTSU事業（GX含む）の収益納付の考え方について

収益納付とは

- ・収益納付とは補助期間終了後、事業化により研究開発時の想定を大きく上回り、相当の収益が生じた場合に収益の一部を納付していただく仕組みです。
- ・補助事業が完了した会計年度の終了後5年間毎年、ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金に係る事業化状況報告書（様式第20）をNEDOに提出していただき、納付額を決定いたします。
- ・SG審査を経て補助事業を継続する場合は、後継の補助事業が完了するまで報告書の提出は不要です。ただし、補助事業の一部を事業化する場合は、その部分を後継の補助事業から切り離して、事業化した時点から報告書の提出をお願いする場合がございます。
- ・中小企業で事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合は、納付を免除されます。免除を希望する場合は納付免除申請書（様式第21）の提出が必要になります。
- ・なお、収益納付額は、補助金確定額が上限となります。

収益納付額の計算方法

1年目

$$(\text{補助事業に係る収益額} \times 1 - \text{補助対象費用}) \times \frac{\text{補助金確定額}}{\text{補助事業に要した経費} \times 2}$$

2年目以降

$$(\text{補助事業に係る収益額の累計} - \text{補助対象費用}) \times \frac{\text{補助金確定額}}{\text{補助事業に要した経費の累計}} - \text{前年度までの納付額}$$

※1 補助事業に係る収益額とは、補助事業の事業化で得た総収入額から製造原価、販売管理費等の費用を差し引いた金額のこと

※2 補助事業に要した経費とは、補助事業に要する経費と補助事業終了後に追加的に要した経費を合計した金額のこと

詳細はディープテック・スタートアップ支援事業費補助金に係る事業化状況報告書（様式第20）をご確認ください。

根拠資料①

ディープレック・スタートアップ支援事業費補助金に係る事業化状況報告書（様式第20）

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times (C / D) - E$$

A：補助事業に係る収益額（補助事業に係る営業損益等（総収入額－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計）

B：補助対象費用（控除額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：前年度までの補助事業に係る機構への累積納付額

- 1) 納付額の合計は、「補助金確定額（C）」を上限とする。
- 2) 「補助事業に係る収益額（A）」とは、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与等による総収入額から、製造原価や販売管理費等の総収入を得るに要した費用を差し引いた額について報告対象年度まで累計した額をいう。補助事業における中小企業の定義に該当する場合であって、補助事業に係る製品・部品等についての区分経理が難しい場合は、「補助事業に係る収益額（A）」は企業全体の収益をベースに算出したみなし額を用いることも認める。
- 3) 「補助事業に係る収益額（A）」の計算にあたっては、収益に対する補助事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な寄与率を収益に乗じた額を用いる。例えば、寄与率には当該収益を得るために要した投資総額（当該製品・サービス等の生産・実現に寄与した産業財産権やノウハウ等を生み出すために当該時点までに要した開発等経費を含む）に当該補助事業に要した経費総額が占める割合を用いる。
- 4) 「補助事業に係る収益額（A）」のうち、販売管理費等には、必要に応じ、補助事業に係る借入金の利息等金融費用を含むことができる（当該補助金に係る分として厳格に区分経理できる場合に限る）。
- 5) 補助事業が複数年度に渡る場合は、「補助対象費用（B）」、「補助金確定額（C）」、「補助事業に要した経費」は各年度の累計とする。
- 6) 「補助対象費用（B）」、「補助金確定額（C）」は確定通知書に基づく額をいう。
- 7) 補助事業における中小企業の定義に該当する場合であって、事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字となることを理由に本年度納付額の免除を希望する場合は、「本年度納付額」は空欄として、「免除希望額」を記入すること。さらに、様式第21（納付免除申請書）を提出し、機構の承認を得ることとする。該当しない場合には記入不要。
- 8) その他、補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。追加で資料を請求する場合がある。
- 9) 円未満は切り捨てとする。

根拠資料②

ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金交付規程

(事業化の報告) 第24条 3 補助事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、当該補助事業に係る事業化の状況に関し、報告を行うものとする。

(収益納付) 第25条 機構は、前条の報告書により、補助事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

3 収益納付すべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

4 機構は、補助事業者が中小企業であって事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除することができるものとする。

5 機構は、前項の免除を行う場合には、補助事業者の様式第21による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針

(7) 収益納付について 本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第2項の規定等に基づき、原則として収益納付条件を附することとする。ただし、SBIR指定補助金等の事業については、「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン」（令和4年6月1日内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）に従い、収益納付は課さないものとする。

補助金適正化法

7条（補助金等の交付の条件）2項 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。そのため「収益納付」は、国などが行う補助金の一般的なルールとなり、「相当の収益」の定義は、各補助金の交付規程などで決められています。

交付決定通知書(様式第2)

10 本補助事業の継続事業として、補助事業（以下「後継の補助事業」という。）の交付決定がなされたときは、以下のとおりとする。

(1) 当該補助金交付規程第9条第1項第六号中「補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とあるのは、「後継の助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。

(2) 当該補助金交付規程第9条第1項第二十号に規定する事業化状況報告書の提出、第24条の事業化の報告及び第25条の収益納付は、後継の補助事業に含めて行うこととし、本補助事業において第9条第1項第二十号、第24条第1項、第2項及び第25条は原則、適用しないものとする。

有償サンプルについて

DTSU、GX事業では有償でのサンプル提供を行うことで、無償でのサンプル提供では得られないような顧客の生の声を回収でき、研究開発をより確度が高く、市場に特化したものにすることが可能となっております

「有償サンプル」製作に要した費用は消耗品等のほかに研究員費、研究補助員費も計上可能です。

収入分は助成対象費用から控除（減額）されますが、その分は別な経費として使用可能です。ただし、助成金の上限は変わりません。

●例：交付申請書の事業内容に計画されたユーザー評価のためのサンプル提供により、助成事業者に250の収入が生じた場合

①助成事業に要する額が850(交付決定時の助成対象費用600+収入250)を上回らない場合

②助成事業に要する額が850(交付決定時の助成対象費用600+収入250)を上回る場合)

＜交付決定時＞

※補助率 2 / 3

The diagram illustrates the flow of funds for a grant project, showing the relationship between expenses, grant funds, and income.

助成対象費用 (Grant Target Expenses):

支出 (Expense)	収入 (Income)
助成対象費用 (Grant Target Expenses)	助成金 (Grant Funds)
600	400
	自己資金 (Self-Funding)
	200

助成事業に要する額 (Amount Required for Grant Project):

支出 (Expense)	収入 (Income)
助成事業に要する額 (Amount Required for Grant Project)	助成金 (Grant Funds)
700	300
	(計算上の) 自己資金 (Calculated Self-Funding)
	150
収入控除分 (Income Deduction)	収入 (Income)
250	250

収入 (Income):

支出 (Expense)	収入 (Income)
助成対象経費 (Grant Target Expenses)	助成金 (Grant Funds)
650	400
	(計算上の) 自己資金 (Calculated Self-Funding)
	200
	(追加発生分の) 自己資金 (Additional Self-Funding)
	50
収入控除分 (Income Deduction)	収入 (Income)
250	250

助成対象費用が想定より積みあがらず、収入による控除後に交付決定時の助成対象費用を上回らない場合、助成金の額が交付決定額より少なくなります。

収入による控除後に交付決定時の助成対象費用を上回る場合、助成金の額が交付決定額のとおりNEDOからお支払いしますが、交付決定時の助成対象費用を超えた分は全額助成事業者の持ち出しとなります。

●有償サンプルを実施するためには下記の条件を充足する必要があります。

※詳細は公募要領44p IV. 3 経理処理に当たっての注意点に記載のとおり

- 1) 「実施計画書」への記載が必要
(サンプルの内容、期待する開発成果、支出・収入計画等)
「有償サンプル」提供による評価結果のまとめ※と「実績報告書」への記述が必要
- 2) 助成期間中に納品・受領、請求、検収を確認できること
- 3) 助成費用・収入の計上、検査は以下の通りに行います。
 - ・収入額は該当する助成対象費用の「月別項目別明細表」にマイナス額として記入します。
 - ・「有償サンプル」製作に要した研究員費、研究補助員費も計上可能です。
 - ・検査にあたっては、事務処理マニュアル記載の検査書類に加え、「有償サンプル」の払出

※評価結果については、有償サンプル提供先から全件受領することを原則とし、評価結果をもって検収といたします。そのため提供先と評価結果をもらう約束（売買契約等）が必要となります。



NEDO スタートアップ支援部
DTSUチーム

dtstu@nedo.go.jp

↑ ご質問はこちらのメールアドレスにどうぞ